

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

## 証拠説明書（4）

令和元年8月13日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 吉江 仁子

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 B 1	中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会報告 写し	平成 21 年 9 月	中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会	PM2.5の曝露による健康影響が生じるメカニズム PM2.5は、短期曝露では呼吸器系の疾病、長期曝露では肺がんの増加と関連性を有すること	
甲 B 2	PM2.5の健康影響に関する近年の科学的知見について 写し	2019年 3月	環境省	PM2.5濃度が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇するごとに外因性を除く総死亡が1.3%増加すること PM2.5濃度の上昇は、循環器疾患死亡と呼吸器疾患死亡とも関連すること	
甲 B 3	論文「大気汚染による健康影響－疫学研究的知見より」(日本の科学者2018年5月号に収録) 写し	2018年 5月	頼藤貴志	PM2.5が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 上昇することにより当日の全死因死亡、心血管系死亡、呼吸器系死亡の死亡率がそれぞれ0.6%、0.8%、1%増加すること 短期曝露による健康曝露は、国内のPM2.5の1日平均値の基準値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の濃度でも観察されること	
甲 B 4	論文「大気汚染物質が喘息およびアレルギー症状を有する者の肺機能に与える急性影響」(アレルギー2015年64巻2号に収録) 写し	2015年 9月	余田佳子 高木洋 若松純子 大谷成人 島正之	PM2.5濃度が増加すると、喘息の既往者ではピークフロー値の有意な低下がみられること	
甲 B 5 の 1	論文「Air Pollution and Mortality in the Medicare Population」(The NEW ENGLAND JOURNAL of MED 写し	2017年 6月29日	Qian Di 他	PM2.5濃度と死亡率との関係において、5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ までの濃度においては閾値が存在せず、PM2.5濃度の変化は低濃度でも死亡率を変化させること	

	ICINE VOL.3 76 NO.26に 収録)					
甲B5 の2	メディアケア受 給者における 大気汚染と死 亡率	写し	2018年	明日香寿 川	甲B5の1の翻訳	
甲B6	微小粒子状物 質による大気 の汚染に係る 環境基準につ いて	写し	平成21年 9月9日	環境省	PM2.5の環境基準は、1年 平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、 かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以 下と定められていること	
甲B7	大気の汚染に 係る環境基準 について	写し	2019年 7月9日 (印刷日)	環境省	SPMの環境基準は、1時間値 の1日平均値が0.10 $\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 $\text{mg}/\text{m}^3$ 以下と定められ ていること	
甲B8	国立研究開発 法人国立環境 研究所のホーム ページを印刷 した書面 (「アメリカ 環境保護庁、 微小粒子状物 質PM2.5 の環境基準を 強化」と題す るページ)	写し	2019年 7月7日 (印刷日)	国立研究 開発法人 国立環境 研究所	アメリカの環境保護庁は、PM 2.5の環境基準を改正し、年 平均値を12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ へ強化した こと	
甲B9	大気汚染物質 排出量総合調 査(平成26 年度実績)	写し	H29年3 月	株式会社 数理計画	兵庫県の平成26年度のばいじ ん排出量が1756t/年である こと	
甲B10	同上 資料編 抜粋	写し	H29年3 月	株式会社 数理計画	神戸市の平成26年度のばいじ ん排出量が127t/年である こと	

以上